



## ストックオプションの権利行使利益は一時所得に！

ストックオプションの行使により得た利益について、当初、多くの課税庁は、所基通23～35共一6に準じて、権利行使時の一時所得に当たるとの見解を示していたにもかかわらず、平成10年から方針を変更し、給与所得として課税するようになりました。現在、給与所得か一時所得かの所得区分を巡り50件余りの訴訟が提起されていますが、平成14年11月26日、東京地裁の藤山雅行裁判長による判決が、2つ言い渡されました。いずれも、納税者の主張は、ほとんど認められています。今回は、そのうちの一つの判決をご紹介します（平成14年11月26日東京地裁・TAINSコード Z888-0679）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

原告は、内国法人B社に入社直後の平成3年10月以降、数回にわたって、B社の親会社である米国法人A社から、いわゆるストックオプションを付与されました。原告は、平成8年から平成11年までの間に、そのストックオプションに係る権利を行使してA社の普通株式を取得し、これを売却して得た利益（権利行使日におけるA社の株式価格－権利行使価格＝権利行使利益）を一時所得として申告しました。これに対して、被告課税庁は、権利行使利益は給与所得に当たるとして更正処分を行いました。

裁判所では、本件ストックオプションの権利行使利益は、原告の「就労の対価」ではなく、その投資判断に基づく偶然的、偶発的所得であり、回帰的に発生するとは限らないので、給与所得や雑所得とは異なり、一時所得になるから、これを給与所得であるとした更正処分は違法であると判断しました。

- ① 給与所得とは、雇用契約等に基づき使用者の指揮命令に服して提供した「就労の対価」である。
- ② 本件ストックオプションの内容は、原告が一定期間B社に就労することを条件として、A社の普通株式を権利行使価格（付与時のA社株式の時価）で買い受ける権利を付与するものであり、その内容から、本件ストックオプションは、デリバティブ商品であるコール・オプション（特定の株式等を一定の価格で買い受ける権利）を、原告に無償で与えたものと理解することができる。
- ③ 本件ストックオプションそのものが給与所得に当たると考えた場合……ストックオプションによる収入金額（所法36②）は、それを取得した時のオプション価格（評価額は期待権の価値）になるはずである。したがって、本件ストックオプションそのものが給与所得に当たるとみる以上、その評価額を権利行使利益に基づいて算定すべきであるとの見解は、少なくとも現行法制を前提とする限りいかなる意味においても成り立たない。
- ④ 権利行使利益は、給与として付与された本件ストックオプションから派生して得られた利益であるから、やはり「就労の対価」に当たるとする場合……ストックオプションの権利は、遅くとも、一定期間の就労という条件が充たされ、権利行使が可能になった時期に完全に従業員である原告に移転しており、権利行使利益は、原告が取得した権利を運用して得た利益であるから、これを給与に当たるとすることは困難であるといわざるを得ない。
- ⑤ スtockオプションに係る権利行使に伴う経済的利益（A社株式の含み益）の移転を給与とみる場合……本件ストックオプションの権利行使利益をどの程度得られるかどうかは、A社の株価の推移という多分に偶然的な要素と、その権利を行使する原告の投資判断という、原告の就労の質及び量とはおよそ異なる要素によって定まるものであって、むしろ、本件ストックオプションの運用益と評価すべきものであり、これを「就労の対価」とみることはできない。
- ⑥ 本件ストックオプションについては、経済的利益が実現した段階で課税するのであれば、給与所得課税を断念し、権利行使利益に一時所得課税をなすか、租特法29条の2のように法令上の手当ををし、課税の対象とその額の算定方法を明確化した上で、給与所得課税をなすべきなのであり、法令上の手当がないまま、給与所得課税を行うことは、法律の解釈の限度を超えるものといわざるを得ない。  
……………（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判25枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。